

2019年度  
関西学院大学ロースクール  
A日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。解答に際しては、根拠条文を必ず明示すること。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、学習塾の経営およびインターネット上での教育関連商品の販売を行うことを事業目的としている取締役会設置会社である。甲会社の取締役は、A、B および C の 3 人であり、A と B が代表取締役である。甲会社の資本金は 5 0 0 0 万円、総資産額は 7 億 5 0 0 0 万円である。甲会社の取締役会規則では、1 件 1 0 0 0 万円以上の財産の譲渡および譲受けについては、甲会社取締役会の承認を要する旨の定めがある。なお、甲会社は特別取締役の制度を採用していない。

B は、従来から、学習塾の経営を継続することは少子化の影響もあって困難であるとの認識のもと、早期に学習塾の分野から撤退し、教育関連商品のネット販売の方に力を注ぐべきことを主張してきた。しかし、A と C は甲会社の創業以来の事業である学習塾の経営に固執しており、B とは対立していた。前年度の決算において、学習塾の経営から生じる営業利益が極端に減少したことを受けていよいよ危機感を抱いた B は、A と C に知らせることなく、現在学習塾の建物が建っている甲会社所有の土地（以下「本件土地」という。）を 5 0 0 0 万円で売却する契約を不動産業者である P と締結し引き渡した。この事実を知った A と C は、本件土地にかかる P との契約は、取締役会決議を経していない重要な財産の処分であるから無効であるとして、P に対して本件土地の返還を求める訴えを提起することを検討している。

〔設問 1〕

取締役会決議を要する重要な財産の処分とは何かについて説明しなさい。

〔設問 2〕

B による本件土地の売却について、P が上記事情を知らず、かつ知らなかったことにつき過失もない場合、P は甲会社による本件土地の返還請求に応じなければならないか。

## A日程 商法：出題趣旨・解説・講評

### 【出題趣旨】

本問の論点は、取締役会決議を要する重要な財産の処分(会社362条4項1号)である。本問は、この論点についての判例の見解に立ちつつ、取締役会決議を要する重要な財産の処分を定義付け、そして、取締役会決議を経ることなく重要な財産の処分がなされた場合の当該処分の効力につき規範を定立した上で、本問につき当てはめを行うことができるかどうかを問うものである。

### 【解説・講評】

#### 1 解説

- ① 「本件土地」の売却が、甲会社にとって取締役会決議を要する重要な財産の処分(会社362条4項1号)に該当するかどうかにつき、判例規範を示しつつ説明していること。

会社法362条4項1号にいう「重要な財産の処分」とは、「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきである。」という判例規範(最判平成6・1・20民集48巻1号1頁)を示す必要がある。例示列举されている部分は別として、個別の会社ごとに様々な事情を総合的に考慮して判断するという内容が示されていることが必要である。

- ② 取締役会の承認を経ることなくなされた重要な財産の処分の効力につき、判例規範が示す民法94条但書の類推適用という解決方法と、この判例規範を正確に理解し、本件の事案に当てはめていること

まず、上記最判平成6・1・20が述べる規範に本件事実を当てはめ、本件土地が取締役会決議を要する重要な財産の処分に該当することを認定することが必要である。そして、「取締役会決議を経ないでなされた重要な財産の処分は、内部的意思決定を欠くにとどまるものであることから、原則として有効であり、ただし、当該決議を経ないことにつき、相手方が悪意または有過失である場合には無効となる(民法93条但書[新民法では93条1項但書]類推適用)」という判例規範(最判昭和40・9・22民集19巻6号1656頁)を挙げた上で、本件では取引の相手方が善意・無過失であることから、本件土地の売買契約の無効を甲会社は主張することができないとの結論を導き出すことが求められる。

## 2 講評

- 取締役会決議を要する重要な財産の処分につき、判例規範を指摘することなく、単に不動産であるから重要である、あるいは取締役会決議が必要なほどに重要な財産を指すなどの解答が散見された。
- また、取締役会決議を経ないでなされた重要な財産の処分についても、会社法がその362条4項柱書きにおいて取締役会決議を必要としていると規定しているから、法令に違反する行為として無効であるとする解答が複数みられた。
- 他方、幾つかの答案は、上記2つの最高裁判例の規範を正確に記述し、その上で本件事案に対して当てはめを行っており、そのような答案には高得点を与えた。
- 上記解説で示した2つの最高裁判例は、会社法判例百選にも掲載されている極めて重要な判例であることから、当然に基本書においても必ず触れられているものである。司法試験においては、判例に対する理解が非常に重要視されることから、百選判例については早いうちに押さえておいてもらいたいと考える。